

選挙規程

第1章 選挙管理委員会

(規定)

第1条 役員・代議員の選挙は、定款に基づき、この規定によって行う。

(選挙管理委員会の設置)

第2条 当法人は代議員及び役員の選出を行うために、選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会は、選挙管理委員をもって構成し、選挙を管理、運営することを目的とする。
- 3 役員選挙管理委員長及び委員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 選挙管理委員長は、選挙管理委員会を統轄する。

(選挙管理委員会の構成と任期)

第3条 選挙管理委員の任期は2年とする。

- 2 選挙管理委員は正会員より5名以内の委員をもって構成する。
- 3 選挙管理委員は、立候補者及び立候補者の推薦者になることはできない。
- 4 選挙管理委員が、立候補したいときは、別の選挙管理委員を選出し、委員を辞退する。

(委員会の業務)

第4条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。なお、業務執行に伴う事務的作業については、協会事務所に委託することができる。

- (1) 役員候補者並びに代議員候補者の受理及び資格審査
- (2) 候補者氏名の告示
- (3) 投票及び開票の管理と当選の確認
- (4) 投票結果の会員への報告
- (5) その他選挙管理に必要な事項

(職務)

第5条 選挙の実施に関する下記の項目については、選挙管理委員会が選挙実施要領としてこれを定め、理事会の承認を得たのち、正会員あてにその内容を周知する。

- (1) 選挙人について
- (2) 選挙の告示について
- (3) 立候補の受付について

- (4) 立候補一覧、選挙方法の送付について
- (5) 投票について
- (6) 開票について
- (7) その他、選挙実施に関し必要な事項

第2章 選挙の告示及び選挙人・被選挙人

(選挙の告示と日程)

第6条 選挙管理委員会は、選挙すべき役員候補者又は代議員の定員を告示し、立候補を受け、以下を参考に日程を決定する。

2 代議員選挙の日程

- (1) 告示日は、投票締め切り日から7週（49日）以前とする。
- (2) 立候補受付開始日は、投票締め切り日から6週（42日）前とする。
- (3) 立候補受付締め切り日は、投票締め切り日から5週（35日）前の正午とする。
- (4) 投票受付開始日及び投票に要する情報の発送日は、投票締め切り日から2週

(14

日)前とする。

- (5) 投票締め切りは、投票締め切り日の正午とする。

3 役員選挙の日程

- (1) 投票日30日以前に選挙すべき役員を告示、立候補を受け付けなければならない。
- (2) 立候補締め切り日は、投票日15日以前とする。

(選挙人)

第7条 代議員及び役員候補者選挙の選挙人名簿は、選挙告示日時点の正会員名簿により、選挙管理委員会が作成する。

(被選挙人)

第8条 被選挙人は、選挙の告示日の時点において正会員として登録されている者とする。第9条 被選挙人には個々の自由意思により立候補できる。

- 2 立候補の届出は、選挙実施要領に定めた様式を用いなければならない。

第3章 開票・異議申立・当選証書

(立会人)

第10条 開票に際しては、立会人を置かなければならない。

- 2 立会人は、正会員の中から、選挙管理委員会が選任する。選任方法については選挙実施要領に定める。

3 選挙管理委員長は投票締め切り後、立会人の立会いのもとに開票する。

(選挙結果の公表)

第 11 条 選挙結果については、選挙管理委員会が速やかに公表する。

(異議申立)

第12条 選挙の効力に対し、不服がある選挙人又は候補者は、文書をもって選挙管理委員会に異議を申し立てることができる。

2 異議申し立ての受け付けは、開票結果発表日から2週(14日)以内とする。

(当選証書の発行)

第 13 条 選挙管理委員長は、異議申し立て期間終了後速やかに当選証書を発行する。

第 4 章 代議員選挙

(定義)

第 14 条 この規程にいう代議員とは、定款第 5 条に定める社員をいう。

(投票方法)

第 15 条 代議員の選挙は、投票用紙を用いて行う。

2 投票の方法について必要な事項は、別にこれを定める。

(選出の方法)

第 16 条 代議員の選出は、以下の各号による。

- (1) 投票は、定数内連記投票とする。
- (2) 当選は、定数内で白票を除く有効投票の上位得票順とする。
- (3) 得票が同数の場合は、抽選により当選者を定める。抽選の方法については、別に定める。
- (4) 候補者が定数または定数に満たない場合は、無投票当選とする。
- (5) 立候補者が定員に満たないときは、鹿児島県理学療法士・作業療法士・言語聴覚士連絡協議会において選任する。

(欠員の取扱い)

第 17 条 何らかの事由により代議員に欠員が生じたときは、定款に従う。

第 5 章 役員候補者選挙

(定義)

第 18 条 この規程にいう役員とは、定款第 23 条に定めるものをいう。

(投票方法)

第 19 条 理事及び監事の役員候補者の選挙は、投票用紙を用いて行う。

2 投票の方法について必要な事項は、別にこれを定める。

(理事候補者・監事候補者選出の方法)

第 20 条 理事及び監事候補者の選出は、以下の各号による。

- (1) 定款にある社員により役員候補者選出投票を行い、当選者を役員候補者として総会に付議する。
- (2) 理事及び監事の役員候補者選出投票は、定数内連記投票とする。
- (3) それぞれの立候補者が定数又は定数に満たない場合は、無投票当選とし、代議員による役員候補者選出投票を実施しない。
- (4) 立候補者がそれぞれ定数に満たない場合は、理事会が候補者を推薦し、総会で選任する。
- (5) この他、選出について必要な事項は、別に定める。

第 6 章 雑則

(選挙広報)

第 21 条 選挙管理委員会は、候補者名、立候補の趣旨、経歴等の広報を、役員・代議員については本会のホームページ、文書等により行う。

2 立候補者は、前項のほかは公序良俗に反する運動等を行い又は関わってはならない。

(選挙違反)

第 22 条 選挙管理委員会は、前条第 2 項に抵触すると思われる運動等を確認したときは、当該候補者 又は候補者全員に対して下記の処分を行う。

- (1) 嚴重注意
- (2) 戒告
- (3) 選挙権・被選挙権取消し

(細則の改廃)

第 23 条 本細則の改廃は、理事会の決議において行うものとする。

